

厚生労働省通知

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて (平成26年9月5日)

保育行政の推進については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、平成26年4月30日に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成26年4月30日厚生労働省令第62号）（以下「改正省令」という。）を公布したところである。

今般の改正省令改正の内容については、「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について」（平成26年雇児発0905第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に記されているもののほか、以下のとおり取扱うこととしているので、関係方面へ周知いただくとともに、運用に遺漏なきよう御配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

第1 改正の要点及び趣旨

避難階段の基準の見直し

- 1 昭和42年に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条が改正されて以来、一定の防災上の構造設備を具備する場合には、保育室又は遊戯室を2階以上に設けられることとしていたが、保育所設置に係る制度改正、都市部等における保育需要の高まり等を受け、平成14年に、保育所の設備基準を改正し、保育室及び遊戯室のほか、乳児室及びほふく室を2階以上に設ける事例や需要が増加していることにかんがみ、保育所における火災事例の分析、防災関係規制の合理化等を踏まえ、従前の保育所の設備基準の有する安全性の水準を前提としつつ、保育所設置に係る多様な選択肢を認めていたところ。

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」において、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を4階以上に設ける場合の避難用の屋外避難階段について、「同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し、結論を得る」こととされたことから、建築・消防に関する学識経験者等による検討を行い、その結果を踏まえ、所要の改正を行うこととした。

改正省令により、既存の建物を活用するなどして4階以上に保育室等を設置する事例が増加することも考えられることから、その際に事前に検討すべき事項等について別添のとおり取りまとめたので、最低基準の改正及び認可の際の事前の検討等において活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるよう検討を行うこと。

第2 保育所の設備基準について（設備運営基準第32条第8項）

1 総則

- (1) 保育室等を1階に設ける場合については、従前と変わらないこと。
- (2) 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと

なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、設備運営基準第6条に基づく最低基準の規定による避難訓練の

実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。

また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、設備運営基準第6条第1項に基づく最低基準の規定に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。

(3) 保育室等を2階以上の複数階に亘り設ける場合の基準については、その保育所の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。

(4) 保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮されたいこと。

2 保育室等を2階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) イについて

保育所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であることを要し、従来の簡易耐火建築物等に相当する同号ロに規定する準耐火建築物によることは認められないこと。

(2) ロについて

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

(イ) (ア)の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。ただし、建築基準法施行令第123条第1項の場合は、併せて同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。

(ウ) (イ)の特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていること。

- ・バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
- ・付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- ・屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。

(エ) 待避上有効なバルコニーは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成5年住指発第225号・住街発第94号建設省建築指導課長、市街地建築課長通知）等を踏まえ、次の要件を満たす構造とする必要があること。

- ・バルコニーの床は準耐火構造とすること。
- ・バルコニーは十分に外気に開放すること。
- ・バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
- ・屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。

・バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね1/8以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面すること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室等から50m以内に直通階段が設置されていなければならないこと。

(オ) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に設備運営基準第6条に基づく最低基準の規定による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。

(カ) 屋外傾斜路に準ずる設備とは、非常用滑り台をいうものであること。

(キ) 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とし、かつ、乳幼児の避難に適した構造とする必要があること。

(ク) 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意されたいこと。

(3) ヘについて

保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には、乳幼児の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行なえないようにする等の設備が必要であること。

また、階段については、乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入しない事務所等の場所についても、誤って乳幼児が立ち入ることのないよう留意するよう指導されたいこと。

3 保育室等を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) ロについて

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

(イ) (ア)の常用の屋内階段については、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。また、避難用の屋内階段については、2の(2)(イ)及び(ウ)と同様であること。

(ウ) 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造とすること。なお、乳幼児の避難に適した構造とする必要があることに留意すること。

(2) ハについて

(ア) 階段について、避難上有効な位置に設置されなければならないこととされているので、階段を複数の保育室等のそれぞれに配置する等により、一方の階段付近で火災が発生した場合等に、他の階段が使用できなくなるような事態が生じないよう留意する必要があること。

(イ) 保育室等からの迅速な避難に資するため保育室等から階段のうち1つの階段に至る距離は、30メートル以下としなければならないこと。この場合、距離は直線距離でなく、歩行距離をいうものであり、実際の測定は、保育室等の最も遠い部分から行なうこととなること。

(ウ) 階段は、乳幼児の避難に適したものであることを要するので、踏面、けあげ、手すり、踊場等が避難の際に、乳幼児の安全を確保し得るようなものであること。

(3) ニについて

(ア) 類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。

ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてもよいこと。この場合、設備運営基準第6条第1項に基づく最低基準の規定に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。

なお、保育所の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区画で区画することについては、建築基準法施行令第112条第13項の規定によること。

(イ) スプリンクラー設備については、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第12条に定めるとおりとし、また、スプリンクラー設備に類するもので自動式のものは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」(昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知)に規定するパッケージ型自動消火装置等とすること。

(ウ) (ア)の自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)第11条に定める「自動消火装置」をいうこと。

また、その構造は、調理用器具の種類に応じ、次に掲げる装置から適切なものを選択しなければならないこととし、外部への延焼防止措置として、「火災予防条例(例)について」(昭和36年自消甲予発第73号消防庁長官通知)に基づき、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料(ガラスを除く。)製の扉を設けることとすること。

- ・レンジ用簡易自動消火装置(「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」(平成5年消防予第331号消防庁予防課長通知)参照)
- ・フライヤー用簡易自動消火装置(同通知参照)
- ・レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置(同通知参照)
- ・フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置(同通知参照)

(エ) 強火力の火気設備を設けた厨房は、建築基準法上火気使用室として取り扱われ得ること。

(オ) 防火区画は、耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条に規定する特定防火設備で区画することを要し、しっくい壁等は認められないこと。

(カ) 暖房設備等の風道が壁等を貫通する部分又はこれに近接する部分には、当該部分から出火を防止するため、有効にダンパーを設ける必要があること。

(4) ホについて

保育所の各室、廊下等の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料でしなければならないこと。

(5) ヘについて

2の(3)と同様であること。

(6) トについて

(ア) 非常警報器具又は非常警報設備は、保育所内に火災の発生を報知する設備であって、鐘、ベル等の設備を設ける必要があること。

(イ) 消防機関等へ火災を報知する設備としては、電話が設けられていれば足りること。

(7) チについて

保育所内での火災の発生を防止するため、カーテン、敷物、建具等で可燃性のもの

に対しては、薬品による防災処理を施すこと。

4 保育室等を4階以上に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) ロについて

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

(イ) (ア)の常用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。

(ウ) (ア)の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。

ただし、建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造とする場合は、屋内と階段室とは、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐためのバルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。この場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。

(エ) (ウ)の特別避難階段に準じた屋内階段におけるバルコニー又は付室は、2の(2)(ウ)の各要件を満たすものであること。

(オ) (ウ)の排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限られること。

建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」(昭和44年5月1日建設省告示第1728号)により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであり、「その他有効に排煙することができるものと認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

(カ) 屋外階段については、建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造としなければならないこと。

(キ) 屋外傾斜路については、3の(1)(ウ)と同様であること。

(2) ハからチまでについて

3の(2)から(7)までと同様であること。

5 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上を利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、設備運営基準第32条第6号に

基づく最低基準の規定によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。

- (1) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (2) 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。
- (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - (ア) 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - (イ) 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - (ウ) 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - (エ) 油その他引火性の強いものを置かないこと。
 - (オ) 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
 - (カ) 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
 - (キ) 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。

6 その他

- (1) 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難経路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。
- (2) 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)と認められる場合にあつては、設備運営基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。
- (3) 既存の建物を改修して床面積が100㎡以上の保育所を設けようとする場合にあつては、児童福祉法とは別に、建築基準法第87条に基づく用途変更の届け出が必要であること。